

令和4年度農業農村整備事業等評価(補助事業)に係る技術検討会(第1回)質疑・意見総括表(事後評価)							資料3－1
番号	地区名	委員名	質疑・意見	技術検討会における回答	第2回技術検討会における回答	備考	
1	西江・中江1期	松本(恵)委員	結果書(案) 資料3-2-(1)-1(事業の目的について) 用水配分の不均衡化の解消に関しては、どういう効果があったのか。目的は用水供給の安定化なのか、不均衡を解消することなのか。	両方とも目的としており、まず、「用水配分の不均衡」に関しては、開水路は上流側が水を自由に取水できるが、下流側は不足することが一般的である。結果、パイプライン化することにより、安定的に水を確保できるため、目的としては両方達成されているという考え。			
2	西江・中江1期	莊林委員長	結果書(案) 資料3-2-(1)-7(自然環境について) 「雑草種子の混入が抑制、、、」とあり、これは素晴らしいことだと思う。エビデンスがあれば示した方が望ましい。	確認し、次回回答する。	開水路からのパイプライン化に伴い、水田の雑草が減少したという農家の声が聞かれるようになったため、国営九頭竜川下流域事務所が平成27年度に灌漑用水中に含まれる雑草種子の混入量について定量調査を実施した。 その結果、パイプラインでは取水口から雑草種子がほとんど混入せずに放流されており、開水路による送水に比べ雑草種子混入防止に効果のあることが確認されている。 (調査内容) 取水口と水路系統の末端付近において、夏季に計4回、捕捉網を流水に浸し、それをプランターに移して雑草の発芽状況を観察し、草丈1cm以上の雑草を計測した。水路形態ごとの雑草本数は次のとおり。 ①取水口ノヒエ:0本、広葉:1本 ②開水路(5箇所)ノヒエ:0～4本、広葉:13～70本 ③パイプライン(2箇所)ノヒエ:0本、広葉:1～3本		
3	西江・中江1期	松本(正)委員 莊林委員長	結果書(案) 資料3-2-(1)-7(自然環境について) ごみの不法投棄防止や作業効率化などパイプライン化のメリットがある。また、近年では用水路への転落事故が多発していることもある。一般論として、整備手法が従前の開水路とパイプラインとでは、選定の基準や目安はあるのか。	選定基準はない認識。費用対効果の面と地域からの要望によるものが大きな判断基準になる。	開水路とパイプラインの整備手法の選定については、地元の説明していく中で、地域の要望等を聞き取るなどのプロセス等の手続きを経て進めている。地域の要望を踏まえながら、地形等の諸条件や各整備手法の長所・短所を勘案のうえ、整備手法を選定しているところ。 ご指摘のとおり、安全性の観点からすれば、パイプライン整備が優位であるが、事業の実施に当たっては、地域の特性やコスト面など総合的に判断することとしている。		
4	西江・中江1期	莊林委員長	パイプライン化するときにはパイプラインのメリットを強く主張され、開水路のメリットの説明がないので、パイプライン化のデメリットをあまり表現されない。 場合によって開水路とパイプラインのデメリットを使い分けているのか。	確認し、次回回答する。	結果書については、事業のあり方を評価いただくため、事業の効果や課題を記載しているところである。パイプラインと開水路のメリット・デメリットについては、コスト、利便性及び環境面において、それぞれ相反する面があり、意識的ではないが、結果書に事業効果を整理するにあたり、デメリット部分は同時に表現しにくい内容である。ご意見については、今後の資料作成の参考とさせていただきます。		
5	西江・中江1期	森委員	結果書(案) 資料3-2-(1)-15(安全性向上効果について) 対象施設が用水路になっていて、備考欄に耐用年数が10年となっている。考え方としては、開水路のままの状況であった場合の防護フェンス等を示しているのか。 また、パイプライン化した場合の管に係る維持管理は効果に反映されないのか。	確認し、次回回答する。	安全性向上効果では、開水路で施工した場合、安全性確保のため追加設置すべき最経済的な安全施設(ネットフェンス等)の費用を計上している。 なお、パイプライン化に係る維持管理費は、維持管理費節減効果で計上している。		
6	事後評価地区共通	根岸委員	・事後評価は、計画時点では算定対象となっていなかった効果も、評価時点で算定対象とすることが妥当であれば効果に見込むということ。 ・しかし、計画時点と評価時点の変化を考える際、算定対象となる効果の考え方を変えてしまうと尺度が変わり、B/Cの数字もわからなくなってしまう。その辺のずれをどのように理解すれば良いのか。	・国が行う事後評価は、事業評価手法を改善すること等を目的に、現在の評価手法で算定している効果や算定することが適切であると考えられる効果を把握する等、今後の課題を把握するために実施しているものである。	・事後評価では、「事前評価及び期中の評価の結果や事業の実施過程を踏まえ、事業実施のもたらす効果について総合的かつ客観的に評価する」ことが農林水産省政策評価基本計画(令和2年3月農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。)第7の3の(2)で定められているところ。 ・このため、事前評価時点の事業計画で想定していた効果が実際に発現しているかどうかを確認するとともに、基本計画第11の1(評価手法の改善等)の規定に則し、我が国においては、政策評価手法が未だ十分に確立されていないことにかんがみ、可能な限り新たな評価手法を検討するとともに、試行錯誤をおそれずに評価を実施し、その過程で想定していた効果以外の発現が認められる場合は、新たな効用として見込んでいる。 ・事後評価時の状態については、事業計画策定後の農業技術の開発や普及等が背景として含まれているため、事業計画時に想定した状態と異なることを踏まえ、評価時点の効果を把握し算定する。 ・このことから、事後評価においては主要な効果の算定基礎を事業計画時と事後評価時で要因変化を確認し、事業計画時に算定した効果や評価時点で新たに発現している効果について、事後評価時での発現状況を定量的に測定・把握するとともに、定量化が困難な場合については定性的に評価している。		